

諮問第 1 号

前橋市国民健康保険運営協議会 様

国民健康保険税の税率を下記のとおり改正したいので、前橋市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

令和 7 年 1 月 3 0 日

前橋市長 小 川



記

1 国民健康保険税の税率

区 分		現 行	改正後
医療給付費分 (基礎課税額)	所 得 割	6. 8 0 %	7. 0 0 %
	被保険者均等割	2 4, 6 0 0 円	2 9, 0 0 0 円
	世帯別平等割	1 6, 8 0 0 円	1 9, 4 0 0 円
後期支援金分	所 得 割	2. 5 0 %	3. 1 0 %
	被保険者均等割	1 3, 2 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
	世帯別平等割	—	8, 4 0 0 円
介護納付金分	所 得 割	2. 5 0 %	2. 5 0 %
	被保険者均等割	1 5, 6 0 0 円	1 2, 2 0 0 円
	世帯別平等割	—	6, 2 0 0 円

2 適用区分

改正後の国民健康保険税の税率は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日